

私道整備助成制度の手引き

(令和 8 年度)



京都市
CITY OF KYOTO

目 次

| | |
|--------------------------------------------------------|----|
| I 制度のあらまし | 2 |
| 1. 私道とは | 2 |
| 2. 助成金の交付対象工事 | 2 |
| 3. 助成対象工種及び助成金の額 | 3 |
| 4. 助成申請のできる人 | 4 |
| 5. 生活保護受給世帯等に対する特例措置 | 4 |
| 6. 審査 | 4 |
| II 助成事務の流れ | 5 |
| III 助成金交付申請の仕方 | 6 |
| 1. 申請書の提出期間 | 6 |
| 2. 申請書の提出先 | 6 |
| 3. 申請書及び添付図書 | 6 |
| 4. 申請書の提出 | 7 |
| 5. 申請に当たっての注意事項 | 7 |
| IV 助成金の交付決定から受領まで | 8 |
| 1. 交付の決定 | 8 |
| 2. 交付決定の時期 | 8 |
| 3. 決定の通知 | 8 |
| 4. 決定の取消し等 | 8 |
| 5. 工事の着手 | 8 |
| 6. 工事完了の届出 | 8 |
| 7. 実地検査等 | 8 |
| 8. 助成金の確定通知 | 9 |
| 9. 助成金の請求 | 9 |
| 10. 助成金の受領 | 9 |
| V 整備工事が済んでから | 10 |
| 1. 私道の維持管理 | 10 |
| 2. 工事による掘り返し | 10 |
| 3. その他注意事項 | 10 |
| VI 提出書類 | 11 |
| VII 京都市私道整備助成金交付規則（抜粋） | 18 |
| VIII 京都市私道整備助成金交付規則に係る様式 | 21 |
| IX 私道整備特別助成金交付要綱（抜粋） | 23 |
| X 私道整備特別助成金交付要綱に係る様式 | 24 |
| XI 京都市私道整備助成金交付規則第5条第4項の規定に関する取扱いについて | 25 |
| XII 土木みどり事務所の御案内 | 27 |

I 制度のあらまし

1. 私道とは

この助成制度で「私道」とは、次に掲げる「公道」以外の道路をいい、通常一般私人が所有、管理している道のことをいいます。

公道とは

- (1) 道路法第2条第1項に規定されている道路（認定道路）
- (2) 一部が前号の道路によって構成されている道

2. 助成金の交付対象工事

舗装の新設工事

助成を受けられる「私道」は次の要件を全て備えていることが必要です。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。（※）
- (2) 幅員が1.5メートル以上あること。（幅員には側溝の幅も入ります。）
- (3) 建設の完了後3年以上経過していること。

※袋路の場合、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

舗装の補修工事

助成を受けられる「私道」は次の要件を全て備えていることが必要です。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。（※）
- (2) 幅員が1.5メートル以上あること。（幅員には側溝の幅も入ります。）
- (3) 前回の舗装の新設工事又は補修工事の完了後10年以上経過していること。

※袋路の場合、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

排水施設（L型街渠）の新設・補修工事

- (1) 舗装の新設工事・舗装の補修工事に付帯して行う排水施設（L型街渠）の新設又は補修工事であること。

*L型街渠・・・排水のために道路の脇に設けるL型の側溝

3. 助成対象工種及び助成金の額

舗装の新設工事

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

この制度で、助成を受けられるアスファルト舗装の新設工事の工種は、次の工種に限られます。

| 工種 | 表 層 | 路 盤 | 対象路線 の性格 | 標準工事費 (市長認定額) | 助成金の額(参考) |
|------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| A 工種 | 再生密粒度 アスコン 4 c m | 再生粒度 調整碎石 3 c m | 一般的な路線 | 1 m ² 当たり 7, 8 0 0 円 | 1 m ² 当たり 5, 8 5 0 円 |
| B 工種 | 再生密粒度 アスコン 5 c m | 再生粒度 調整碎石 5 c m | 路線条件, 交通 実態などから, 特に強度のあ る舗装を必要 とする路線 | 1 m ² 当たり 9, 5 0 0 円 | 1 m ² 当たり 7, 1 2 5 円 |
| C 工種 | 再生細粒度 アスコン 3 c m | — | 自転車・歩行者 程度の軽交通 路線 | 1 m ² 当たり 5, 1 0 0 円 | 1 m ² 当たり 3, 8 2 5 円 |

舗装の補修工事

(消費税額及び地方消費税額を含む。)

この制度で、助成を受けられるアスファルト舗装の補修工事の工種は、次の工種に限られます。

| 工種 | 表 層 | 路 盤 | 対象路線 の性格 | 標準工事費 (市長認定額) | 助成金の額(参考) |
|------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| A 工種 | 再生密粒度 アスコン 4 c m | 再生粒度 調整碎石 3 c m | 一般的な路線 | 【50 m ² 以上】 1 m ² 当たり 8, 7 0 0 円 | 【50 m ² 以上】 1 m ² 当たり 6, 5 2 5 円 |
| | | | | 【50 m ² 未満】 1 m ² 当たり 9, 9 0 0 円 | 【50 m ² 未満】 1 m ² 当たり 7, 4 2 5 円 |
| B 工種 | 再生密粒度 アスコン 5 c m | 再生粒度 調整碎石 5 c m | 路線条件, 交通 実態などから, 特に強度のあ る舗装を必要 とする路線 | 【50 m ² 以上】 1 m ² 当たり 1 1, 2 0 0 円 | 【50 m ² 以上】 1 m ² 当たり 8, 4 0 0 円 |
| | | | | 【50 m ² 未満】 1 m ² 当たり 1 2, 9 0 0 円 | 【50 m ² 未満】 1 m ² 当たり 9, 6 7 5 円 |

※ 【】内の面積は、延べ面積を示す。

排水施設（L型街渠）の新設工事

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

この制度で、助成を受けられる舗装工事に付帯して行う排水施設（L型街渠）の新設工事の工種は、次の工種に限られます。

| 工種 | 形状 | 寸法 | 対象路線の性格 | 標準工事費 (市長認定額) | 助成金の額(参考) |
|------|-------|--------|--------------------------|-------------------|-------------------|
| a 工種 | 市型 2号 | W=35cm | 一般的な路線 | 1m 当たり 21,900円 | 1m 当たり 16,425円 |
| b 工種 | 市型 3号 | W=28cm | a 工種の適用 が難しい狭隘な 路線 | 1m 当たり 21,500円 | 1m 当たり 16,125円 |

排水施設（L型街渠）の補修工事

（消費税額及び地方消費税額を含む。）

この制度で、助成を受けられる舗装工事に付帯して行う排水施設（L型街渠）の補修工事の工種は、次の工種に限られます。

| 工種 | 形状 | 寸法 | 対象路線の性格 | 標準工事費 (市長認定額) | 助成金の額(参考) |
|------|-------|--------|--------------------------|-------------------|-------------------|
| a 工種 | 市型 2号 | W=35cm | 一般的な路線 | 1m 当たり 28,300円 | 1m 当たり 21,225円 |
| b 工種 | 市型 3号 | W=28cm | a 工種の適用 が難しい狭隘な 路線 | 1m 当たり 27,600円 | 1m 当たり 20,700円 |

4. 助成申請のできる人

助成を受けようとする私道に面して居住している人（工事施行者）に限られます。ただし、町内会長等で工事施行者から委任を受けた人は申請人となることができます。

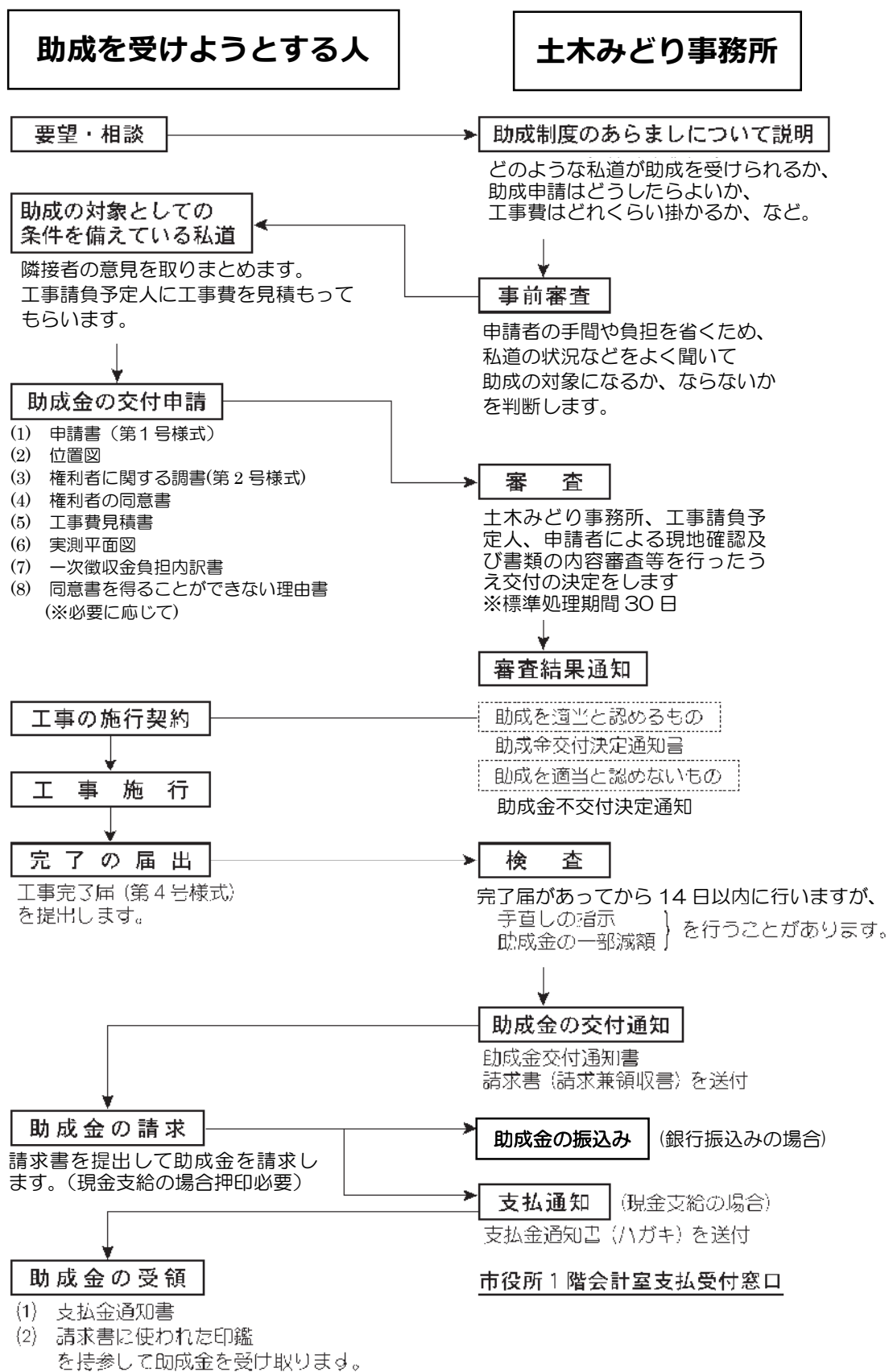
5. 生活保護受給世帯等に対する特例措置

私道の整備に関する工事費を負担される世帯のうちで、生活保護法第6条に規定する被保護者の世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている場合は、特例措置がありますから、各土木みどり事務所（所管については27ページを御覧ください。）に御相談ください。

6. 審査

- (1) 申請後、書類審査等を行ったうえで、当該年度の予算の範囲内で助成金の交付を決定します。
- (2) 提出書類の不備や助成を適当と認められない場合、また、申請総額が当該年度の予算を超過している場合は、助成金の不交付又は一部減額をすることがあります。

II 助成事務の流れ



Ⅲ 助成金交付申請の仕方

1. 申請書の提出期間

令和8年5月18日（月）～令和9年3月12日（金）

2. 申請書の提出先

工事施行者（申請者）は、3. に掲げる必要な図書を作成して整備工事を行おうとする地域を担当する土木みどり事務所（27ページを御覧ください。）へ提出してください。

3. 申請書及び添付図書

※消せるボールペンや鉛筆等で記入した書類は受け付けられません。

(1) 私道整備助成金交付申請書（第1号様式）

(2) 位置図（A4）

当該私道の位置がはっきり分かる地図、若しくは見取図（縮尺1/1,000～1/5,000）

(3) 権利者に関する調書（第2号様式）

権利者に関する調書には、当該敷地に係る公図及び登記簿を添付してください。

(4) 権利者の同意書（同意を得たことを証する文書）

工事の施行に際し、関係する土地の全ての権利者の同意を証する書類です。ただし、共同所有の土地については、各共有者の持分の価格に従い、その過半数の同意で構いません。共同所有の土地がある場合は、担当の土木みどり事務所に御相談ください。また、土地の権利者の所在不明等、※別に定める理由で一部の権利者から同意を得ることができない場合については、(8)の理由書を提出する必要があります。（※別に定める理由は、25ページを参照ください。）

権利の種別には、「所有権」、「借地権」などがあります。

(5) 工事費見積書

業者が適正な工事の方法とその費用を見積もっているかどうかを判断するとともに、助成決定の審査資料として利用しますので、原則として工事請負予定人の見積書を添付してください。

なお、助成対象となる整備工事以外に同時施行する付帯工事等があり、同一契約により施行する場合は助成対象工事の見積りとは別に提出してください。

(6) 実測平面図

実測平面図は、スケールで数値が測定できる精度があるもの（縮尺1/100～1/600）で、舗装幅員の異なる箇所ごとに当該延長、幅員を記入するとともに、余白に当該面積の計算式を記入してください。

なお、側溝等を含む道路幅員を（ ）書きしてください。

(7) 一時徴収金負担内訳書

(8) 同意書を得ることができない理由書（※必要に応じて）

4. 申請書の提出

申請書及び添付図書は、下表の順に一冊に綴じ込んでください。

| | |
|---------------------|--------|
| (1) 私道整備助成金交付申請書 | ○ |
| (2) 位置図 | ○ |
| (3) 権利者に関する調書 | ○ |
| (4) 権利者の同意書 | ○ |
| (5) 工事費見積書 | ○ |
| (6) 実測平面図 | ○ |
| (7) 一時徴収金負担内訳書 | ○ |
| (8) 同意を得ることができない理由書 | 必要に応じて |
| — | 各一部 |

上
↑
↓
下

5. 申請に当たっての注意事項

(1) 助成を受けようとする場合は、必ず事前に担当の土木みどり事務所に御相談ください。

(2) 申請者となられる方へ

申請者は工事施行の代表責任者となりますので、地元の意見調整、関係権利者の同意行為、工事請負人の選定、工事の施行、申請書の提出から完了の届出等の諸届のお世話を願うこととなりますが、特に関係権利者の同意行為は、後日の紛争を予防するために、十分に注意してください。例えば、工事施行中に同意漏れの権利者から異議申立てがなされて、工事が中止になった場合など、助成金交付決定の取消しにより生じる損害賠償等は申請者の責任となります。

(3) 工事請負人の選定

道路の舗装などの工事には専門的な技術を必要とします。

したがって、工事請負人を選定される時は、良好な舗装等のでき上がりを確保でき、安心して工事を任せられる建設業法第3条の舗装工事業の許可を受けた業者の中からお選びください（担当の土木みどり事務所へ御相談ください。）。

(4) 交付対象工事が混在する場合について

舗装の新設工事、舗装の補修工事ごとに私道整備助成金交付申請を行ってください。

(5) 工事数量について

アスファルト舗装の面積や排水施設の延長を記載することとし、電柱、標識柱、マンホール、栓類、排水柵などは差し引いてください。

(6) 排水施設（L型街渠）の新設・補修工事について

排水施設単独での申請はできません。舗装の新設工事、舗装の補修工事に付帯して行う場合のみ申請可能です。

(7) 暴力団排除措置について

京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したときは交付決定を取り消します。

IV 助成金の交付決定から受領まで

1. 交付の決定

申請に基づき土木みどり事務所が現場調査、書類の内容審査等を行ったうえ交付の決定をします。

予算の範囲内で先着順に申請書を受理し、順次審査を行います。申請額が当該年度の予算額を超過するような場合でも、御相談や申請は随時受け付けておりますので、担当の土木みどり事務所に御連絡ください。

2. 交付決定の時期

申請書受理後、順次審査を行い、交付を決定します。

3. 決定の通知

交付が決定された場合は私道整備助成金交付決定通知書を、交付が決定されなかった場合は決定されなかった理由を付けて、それぞれ申請者に対して通知します。

4. 決定の取消し等

次に該当するときは、助成金交付決定の取消し、若しくは減額、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- (1) 不正な手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、京都市私道整備助成金交付規則の規定に違反したとき。

5. 工事の着手

助成金交付決定の通知を受けたときは、工事施行者（申請者）は決定通知書記載の工事完了の期限までに工事が完了できるよう、工事請負人と十分協議のうえ工事に着手してください。

なお、工期が変更された場合は直ちに土木みどり事務所へ連絡してください。

6. 工事完了の届出

工事施行者（申請者）は、工事が完了したときは工事完了届（第4号様式）及び工事写真を土木みどり事務所に提出してください。工事写真は着工前、施行中、完成後の写真とし、各施行段階における出来形寸法、品質管理状況等の確認できるものとしてください（工事写真をデジタルカメラで撮影される場合は、有効200万画素以上のデジタルカメラ及びフルカラー600dpi以上のプリンターを使用してください。）。

7. 実地検査等

工事完了届の提出があつてから14日以内に工事施行責任者（申請者及び工事請負人）の立会のうえ実地検査を行います。

検査の結果、整備工事が助成金の交付決定における事業量を下回る場合は、工事施行者に工事の手直しを指示し、又は助成金の一部を減額することがあります。

8. 助成金の確定通知

検査完了（手直し）後、検査結果に基づき、助成金の確定額を私道整備助成金交付通知書により工事施行者（申請者）に通知します。

9. 助成金の請求

助成金交付通知を受けた工事施行者（申請者）は、交付通知に同封の請求書で助成金請求の手続を土木みどり事務所で行ってください。

10. 助成金の受領

助成金の支払は、請求手続をされてから40日以内に京都市会計室から支払金通知書（ハガキ）が工事施行者（申請者）に郵送されます（現金交付の場合）。

現金交付の場合は、この通知書と請求書に使われた印鑑を持って、市役所分庁舎の1階にある会計室支払窓口で助成金を受け取ってください。

銀行振込の場合は、指定された金融機関へ振り込まれます。

V 整備工事が済んでから

1. 私道の維持管理

工事を完了した私道の維持、管理は、従前どおり地元において行ってください。工事完了後1年以内に整備工事を行った所がくぼんだり、穴があいたときなどは、早めに土木みどり事務所に御相談ください。

2. 工事による掘り返し

地下埋設物（水道・ガスなど）の工事により道路を掘り返して舗装を損傷したときは、その工事を行った者（原因者）が復旧するという慣例になっています。

3. その他の注意事項

- (1) アスファルト舗装は油と熱を一番嫌いますので、ガソリンをこぼしたり、たき火をすることなどはやめましょう。
- (2) 冬期の散水は、スリップによる交通事故の原因になりますので、注意しましょう。

(記載例)

権利者の同意書

工率施行者欄 ← 権利者が同意した年月日を記入してください。

申請者の氏名(宛先) 年 月 日

京都太郎様

権利者の住所(住所) 権利者の氏名(住所) 権利者の氏名(住所)

京都市中京区寺町通御池上 京都太郎

上本能寺前町48番地

私道の所在地 権利の種類

京都市中京区寺町通御池上 所有権

上本能寺前町48番地

私道を有する土地の所在及び地番を
記入してください。

権利の種類別には
所有権
借地権
仮借権
所有権移転請求権(仮登記)
などがあります。

工率施行者欄 ← 権利者が同意した年月日を記入してください。

私道整備助成金の受給申請をされる
人の氏名を記入してください。

京都市中京区寺町通御池上 京都太郎

上本能寺前町48番地

私道の整備をしようとする当該私道の権利を
有する人の住所氏名を記入してください。

京都市中京区寺町通御池上 京都太郎

上本能寺前町48番地

私道の所在地 権利の種類

京都市中京区寺町通御池上 所有権

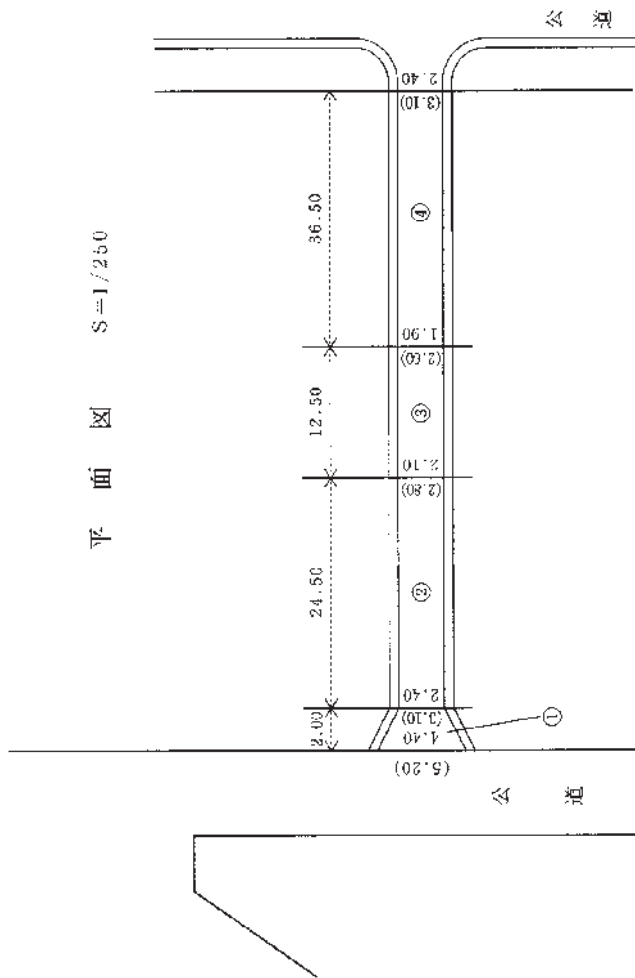
上本能寺前町48番地

私道を有する土地の所在及び地番を
記入してください。

権利の種類別には
所有権
借地権
仮借権
所有権移転請求権(仮登記)
などがあります。

私が権利を有する上記の私道敷地について、私道の整備に供する工率が施行
されることを承諾します。
また、当該私道が、今後とも一般交通の用に供されることについては、承諾あり
と申します。

平面図 S=1/250



業者作製

| 種別 | 平面図 |
|------|--------------------------------|
| 縮尺 | 1 : 250 |
| 施行場所 | 京都市中京区若町通御池上る 上本栢守前町188-102 |
| 施行業者 | 建設通興株式会社 |
| 測量者 | 面 積 大 |

| 部 号 | 算 式 | 面 積 |
|-----|---------------------------------------|----------|
| 1 | $(4.40+2.40) \times 1/2 \times 2.00$ | 6.8 |
| 2 | $(2.40+2.10) \times 1/2 \times 24.50$ | 55.125 |
| 3 | $(2.10+1.90) \times 1/2 \times 2.50$ | 25.0 |
| 4 | $(1.90+2.40) \times 1/2 \times 36.50$ | 78.475 |
| 計 | | 165.4 |

(記載例)

第4号様式(第7条関係)

工 事 完 了 届

| | | |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (宛先)京都市長 | | 年 月 日 |
| 届出者の住所(個人情報は、またる事務所の所在地) 届出者の氏名(個人情報は、印刷及び複製用) | | |
| 京都市中京区寺町通御池上る上本能交前町4号地 | | 京 都 太 郎 |
| 京都市私道舗装助成金支給規則第7条の規定により私道の整備に関する工事が完了したので届け出ます。 | | |
| 私道の所在地 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能交前町4号地 | |
| 工 事 完 了 日 | 年 月 日 | |
| 工 事 請 負 人 | 住所(個人情報は、またる事務所の所在地) 京都市北区大宮東陽台町8号地 氏名(個人情報は、複製及び複製用) 建能舗装株式会社 代表取締役 建設一夫 | |

工事が完了した年月日を記入してください。

工事が完了した年月日を記入してください。

Ⅶ 京都市私道整備助成金交付規則（抜粋）

（目的）

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、私道の整備を行う者に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関し必要な事項を定めることにより、私道の整備を促進し、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「公道」とは、次に掲げる道をいう。

- (1) 道路法第2条第1項に規定する道路
- (2) 一部が前号に掲げる道路により構成されている道

2 この規則において「私道」とは、公道以外の道で本市の区域内に存するものをいい、これに付属して設けられる排水施設で別に定めるもの（以下「付属排水施設」という。）を含むものとする。

3 この規則において「私道の整備」とは、私道の舗装及び付属排水施設の新設又は補修の工事をいう。

4 この規則において「工事施行者」とは、私道に敷地が接する家屋の居住者で、当該私道の整備を行うおうとするものをいう。

（交付の対象）

第3条 助成金の交付の対象となる私道の整備は、次に掲げる工事（以下「助成工事」という。）とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する私道に係る舗装の新設工事

ア 現に一般交通の用に供されていること。

イ 幅員が1.5メートル以上あること又は幅員が1.5メートル未満で、市長が特別の理由があると認めるものであること。

ウ 建設の完了後3年以上経過していること。

- (2) 前号ア及びイのいずれにも該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する私道に係る舗装の補修工事

ア 前回の舗装の新設工事又は補修工事の完了後10年以上経過していること。

イ アに掲げる要件に該当しないもので、市長が特別の理由があると認めるものであること。

- (3) 前2号の工事に付帯する付属排水施設の新設工事又は補修工事

2 助成金の交付の対象者は、助成工事に係る工事施行者とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成工事に要する額として市長が別に定める基準により認定する額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項の基準は、年度ごとに告示する。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付の申請は、助成工事に着手しようとする日の属する年度内で市長が別に定める期間に行わなければならない。

2 前項の期間は、年度ごとに告示する。

3 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、私道整備助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

4 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 実測平面図
- (3) 助成工事を行おうとする私道の敷地に関し権利を有する者(以下「権利者」という。)に関する調書(第2号様式)
- (4) 助成工事に対する権利者(複数の権利者がある場合において、一部の権利者の同意を得ることができないことにつき別に定める理由があるときは、当該権利者を除く。)の同意を得たことを証する文書
- (5) 前号の理由がある場合にあっては、その旨を明らかにする文書として別に定めるもの
- (6) 助成工事に要する費用の見積書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた者(以下「助成工事施工者」という。)は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は助成工事を中止しようとするときは、私道整備変更・中止承認申請書(第3号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 助成工事施工者は、助成工事を完了したときは、速やかに工事完了届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(実地検査等)

第8条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による実地検査の結果、当該工事実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めたときは、条例第20条第1項の規定に基づき、助成工事施工者に対し、手直しを命じることがある。

3 前条及び第1項の規定は、前項の規定により手直しを命じた場合について準用する。

(生活保護法に規定する被保護者等に係る特例措置)

第9条 市長は、助成工事の費用を負担する者が次の各号のいずれかに該当する者(以下「被保護者」という。)である場合においては、別に定めるところにより、当該被保護者に対し、特別助成金を交付する。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

2 特別助成金の額は、被保護者等が負担すべき額の範囲内において、別に定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、特別助成金に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

第3号式(第6条関係)

私道整備 変更 承認申請書

| | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------|--|
| (発行者)京都市長 | | 年 月 日 | |
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | | 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| 承認 | | | |
| 申請書に記載の事項が変更された場合の取扱い <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認申請書(申請書) | | | |
| (発行者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | | | |
| (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | | | |
| 変更の理由(申請書の添付書類) | | | |

注1 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認)

第4号式(第7条関係)

工事完了届

| | | | |
|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|--|
| (発行者)京都市長 | | 年 月 日 | |
| 届出書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | | 届出書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| 承認 | | | |
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | | | |
| (発行者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | | |
| (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | | |

私道整備助成金交付決定通知書

京都市長(発行者)の承認(承認)号

| | | |
|----------|---|---------------|
| (申請者の氏名) | 様 | 年 月 日 |
| | | 京 都 市 長 (印) |

| | |
|-----------------------------|------------------------|
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| (発行者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 |
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | |

注1 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認)

私道整備助成金交付通知書

京都市長(発行者)の承認(承認)号

| | | |
|----------|---|---------------|
| (申請者の氏名) | 様 | 年 月 日 |
| | | 京 都 市 長 (印) |

| | |
|-----------------------------|------------------------|
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| (発行者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 |
| 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認) | |
| (申請者の住所) 〒 区 丁目 番 号 | |

注1 申請書の提出が認められることによる承認書の提出(承認)

Ⅸ 私道整備特別助成金交付要綱（抜粋）

京都市私道整備助成金交付規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、規則による助成を受けて行う私道の整備（以下「助成工事」という。）の費用（助成工事を行う際徴収するものに限る。以下同じ。）を負担する者が、生活保護法第6条に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号以下「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。）を受けている者（以下「被保護者等」という。）である場合の特別措置（以下「特別助成金」という。）について、次のように定める。

（交付の対象）

- 1 特別助成金は 次の各号に該当する者に交付する。
 - (1) 助成工事が完了し、その費用を負担しなければならない者。
 - (2) 規則第8条による実地検査を行う日に被保護者等である者。

（特別助成金の額）

- 2 特別助成金の額は、被保護者等が助成工事の額として負担した額とする。
ただし、被保護者等が負担した額が、正当な理由もなく他の費用負担者の負担額を上回る場合は、市長の調定する額とする。

（交付の申請）

- 3 規則第9条第1項の規定により、特別助成金の交付を受けようとする被保護者等は、私道整備特別助成金交付申請書（第1号様式）に生活保護法による保護受給証明書又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書を添えて所管の土木事務所を経由して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、私道整備特別助成金交付決定通知書（第2号様式）又は私道整備特別助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

X 私道整備特別助成金交付要綱に係る様式

(第1号様式)

私道整備特別助成金交付申請書

年 月 日

(おて先)京都市長

申請
の
事
由
を
記
す

申請の通り、私道の整備に係る費用を負担する必要があるため、京都市私道整備助成金交付規程(第9条第1項)の規定により、特別助成金の交付を申請します。

記

| | |
|--------------|---|
| 私道整備工事費総額 | 円 |
| 私道整備工事費自己負担額 | 円 |
| 交付申請金額 | 円 |

(第2号様式)

私道整備特別助成金交付決定通知書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付の私道整備特別助成金交付申請は、以下のとおり交付することにしたので通知します。

記

| | |
|-------|---|
| 交付決定額 | 円 |
|-------|---|

(第3号様式)

私道整備特別助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

京都市長

年 月 日付の私道整備特別助成金交付申請は、以下のとおり不交付することにしたので通知します。

記

(不交付の理由)

XI 京都市私道整備助成金交付規則第5条第4項の規定に関する取扱いについて

1 同意を得たことを証する文書（以下「同意書」という。）を省略させることができる場合について

京都市私道整備助成金交付規則（以下「規則」という。）第5条第4項第4号に規定する別に定める理由があると認めるときは、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときとする。

(1) 次のいずれかの事由により、権利者の所在を確認することができないため、同意を得ることが困難であると認められること。

ア 登記上の住所に、私道の整備について意向を確認する文書（以下「確認文書」という。）を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと、又は確認文書を送付しても何ら応答がないこと。

イ 登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送されたこと、又は確認文書を送付しても何ら応答がないこと。

(2) 敷地に係る一筆の土地に共有又は相続により権利者が相当数存在し、うち1名以上の同意がある場合において、全ての権利者から同意を得ることが困難であると認められること。ただし、助成工事の同意を得ることができない敷地の権利者（以下「未同意者」という。）の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者がいるときは、この限りでない。

(3) 未同意者が病気等により意思表示をすることができない場合において、後見人等の代理人が存在しないこと。

2 交付申請書に添付する書類について

規則第5条第4項第5号に規定する別に定める文書は、次のとおりとする。

- (1) 同意を得ることができない理由書（別記様式）
- (2) 前号の理由の根拠となる資料

同意を得ることができない理由書

年 月 日

(宛先) 京都市長

申請者

住所

氏名

助成工事に対する権利者のうち、次の表に掲げる者につきましては、同表に掲げる理由により同意を得ることができません。

| 氏 名 | 理 由 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| 氏 名 | 理 由 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

注1 記載欄が不足する場合は、欄を追加し、又は別紙を添付してください。

2 理由欄には、次の(1)から(4)までのいずれに該当するかを記入してください。また、(1)又は(2)に該当するときは、確認文書を送付した日時も記入してください。

(1) 登記上の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。

(2) 登記上の所有者の法定相続人の調査を行い、当該法定相続人の住所に確認文書を送付したにもかかわらず、宛先不明で返送された、又は確認文書を送付しても何ら応答がない。

(3) 共有又は相続により権利者が相当数存在するため、全ての権利者から同意を得ることが困難である。
なお、未同意者の中に反対又は態度保留の意思表示をしている者はいない。

(4) 未同意者が病気等により意思表示をすることができず、かつ、後見人等の代理人が存在しない。

3 同意を得ることができない理由について、根拠となる資料を添付してください。

XII 土木みどり事務所のご案内

私道舗装助成についての御相談は、土木みどり事務所へ

| | |
|-------------------|-----------|
| 北部土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 北区大宮東脇台町8 |
| TEL | 492-3111 |
| 担当区 | 北区・上京区 |

| | |
|-------------------|--------------------|
| 左京土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 左京区高野竹屋町4 |
| TEL | 791-9134 |
| 担当区 | 左京区(花脊・久多出張所管内を除く) |

| | |
|-------------------|-------------|
| 西部土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 右京区西院西貝川町31 |
| TEL | 871-6721 |
| 担当区 | 中区・右京区 |

| | |
|-------------------|----------|
| 西京土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 西京区桂乾町9 |
| TEL | 392-9260 |
| 担当区 | 西京区 |

| | |
|-------------------|--------------|
| 東部土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 山科区西野様子見町1-2 |
| TEL | 591-0013 |
| 担当区 | 東山区、山科区 |

| | |
|-------------------|---------------|
| 南部土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 南区東九条下殿田町70-2 |
| TEL | 691-3158 |
| 担当区 | 下京区、南区 |

| | |
|-------------------|----------|
| 伏見土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 伏見区表町578 |
| TEL | 611-5371 |
| 担当区 | 伏見区 |

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 京北・左京山間部土木みどり事務所 | |
| 所在地 | 右京区北眉山町上幸田1番地1 京北合同庁舎内 |
| TEL | 852-1819 |
| 担当区 | 右京区京北、左京区花脊・久多出張所管内 |

発行月 令和 8年 4月
京都市印刷物第080657号
建設局土木管理部土木管理課

